

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年3月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500523 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500071 号

第1 結論

昭和 50 年 8 月から平成元年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 50 年 8 月から平成元年 10 月まで

私は、昭和 54 年頃に実家から独立した後、しばらくして国民年金の加入手続を行い、その際にそれまで未納だった期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

また、国民年金の加入手続を行った後は、毎年 4 月に、A銀行 B 支店で国民年金保険料を前納してきた。

請求期間が未納とされていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 54 年頃に国民年金の加入手続を行い、その際に、それまで未納だった分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、加入手続を行った場所及び加入方法並びにまとめて納付した保険料の金額、納付方法及び納付場所を具体的に記憶しておらず、請求者の国民年金の加入状況及び加入時における保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続時期は、国民年金手帳記号番号の払出日から、平成 2 年 6 月頃と推認され、当該時点において、請求期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求期間は 171 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期にわたって保険料の納付記録が欠落するとは考え難い。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡はない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500525 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500184 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 5 月 6 日から昭和 46 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社において昭和 41 年 5 月 6 日に資格喪失となっているが、私は、同社に昭和 46 年 9 月 30 日まで勤務していたので、資格喪失日は同年 10 月 1 日となるはずである。

調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、昭和 46 年 9 月 30 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、複数の同僚に照会したもの、請求者の請求期間における勤務実態について確認できる具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主は死亡している上、役員の連絡先は不明であるため、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格喪失日は昭和 41 年 5 月 6 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、同年 5 月 26 日に健康保険証返納の督促が行われた旨の記載が確認できる。

加えて、オンライン記録によると、A社は昭和 44 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなりており、請求期間のうち、同年 4 月 28 日から昭和 46 年 10 月 1 日までの期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、請求者は、請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。